

第1章 計画の基本的事項

第1節 御前崎市の動向

1-1 深刻化する環境問題の解決に向けて

御前崎市（以下、本市という。）は、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然環境に恵まれ、その恵みを受けながら地域固有の文化を大切に守り育ててきました。

しかしながら、近年では社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、生活雑排水による水質汚濁や自動車からの排気ガスなどの公害や身近な自然の減少などの問題が顕著になってきており、生活の利便性が高まる一方で環境への負荷が増大し、生物の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼしています。特に最近では猛暑や集中豪雨など、地球温暖化が原因と考えられる自然災害が増えており、社会や経済にも影響を与えています。

私たちは、この自然環境に恵まれた中で住みよい生活を確保するため、自然と共生し、自らの生活様式や社会活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築しなければなりません。

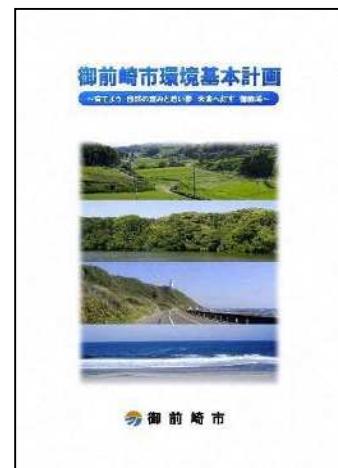
1-2 本市の環境行政の動向

●御前崎市環境基本条例の制定

本市では、環境の保全と創造を推進し、健康で安全かつ快適な生活の確保のため、2006（平成18）年12月に「御前崎市環境基本条例」を制定し、2007（平成19）年4月1日に施行しました。本条例では基本理念のほか、市・市民・事業者・滞在者等の責務、施策の基本方針、基本的な施策、環境保全対策審議会などについて規定しています。

●御前崎市環境基本計画の策定

御前崎市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2010（平成22）年3月に「御前崎市環境基本計画」（以下、第1次計画という。）を策定しました。この計画では、「育てよう 自然の恵みと若い夢 未来へ灯す 御前崎」を望ましい環境像として設定し、6つの環境目標、19の取り組みの方向、4つの重点プロジェクトのもと、市民・事業者・市・滞在者等の取り組みを推進してきました。



御前崎市環境基本計画
(第1次計画)

●御前崎市役所におけるエコアクション21の認証取得

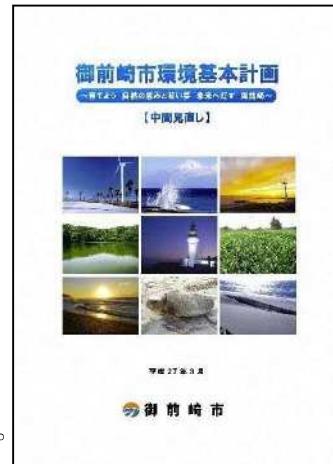
本市の事務事業における環境への取り組みと環境保全推進に関する施策を効果的に行うため、2012（平成24）年2月からエコアクション21認証取得に向けた取り組みに着手し、2013（平成25）年3月4日付けで認証・登録を受けました。職員一人ひとりの環境に対する意識も高まり、環境を大切にするという組織風土も醸成されています。

●御前崎市環境基本計画の中間見直し

第1次計画の計画期間の中間に当たる2014（平成26）年度には、社会情勢の変化や取り組みの進捗状況などを踏まえて計画の見直しを行い、「御前崎市環境基本計画（中間見直し）」（以下、第1次計画（中間見直し）という。）を策定しました。

●第2次御前崎市総合計画の策定

2016（平成28）年3月には、2016（平成28）年度から2025（令和7）年度までを計画期間とする「第2次御前崎市総合計画」を策定しました。将来都市像として「子どもたちの夢と希望があふれるまち 御前崎」を掲げ、急速な人口減少対策や地方分権の推進と地方創生という社会情勢を踏まえ、まちづくりへの積極的な市民参加を促していくとしています。環境に関する「くらし環境分野」の基本目標として「美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち」を掲げています。



御前崎市環境基本計画
(中間見直し)

●御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、地球温暖化対策推進法という。）に基づき、本市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減を図るための計画として、2017（平成29）年3月に「御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。この計画では、パリ協定を踏まえ、2030（令和12）年までに40%の温室効果ガスの削減を目標としています。また、2007（平成19）年に策定した旧計画と異なる点は、温室効果ガス排出量の見える化が行われており、排出量の多い施設を重点施設として定めています。

●御前崎市エネルギー・ビジョンの策定

これまで本市では、浜岡原子力発電所が立地していることを踏まえ、電源地域の優位性を生かした企業誘致や、自然特性を活かしたエネルギー利用の推進などの取り組みを進めてきました。しかし、本市がエネルギーのまちとして、さらなる発展をするためには、土地利用との調和のとれた太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や、浜岡原子力発電所などの既存のエネルギーインフラの活用を図りながら市民、事業者及び市が一体となってエネルギーの総合的なまちづくりを進めていく必要があります。そのため、新たなエネルギーのまちとしての将来像「未来へつなぐ エネルギーのまち 御前崎」を掲げた「御前崎市エネルギー・ビジョン」を2018（平成30）年3月に策定しました。

●第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画の策定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみ処理に係る「ごみ処理基本計画」と、排水処理に係る「生活排水処理基本計画」を盛り込んだ「第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画」を2019（平成31）年3月に策定しました。この計画では、2028（令和10）年度までの一人一日当たりのごみ排出量の削減、生活雑排水処理率の向上を目指し、ごみ排出適正化の強化、リデュース・リユース・リサイクル（3R）の徹底、事業系ごみの排出抑制、合併処理浄化槽の設置促進などの施策を推進していくこととしています。

●第2次御前崎市環境基本計画の策定

2014（平成26）年度に策定した第1次計画（中間見直し）が2019（令和元）年度に計画期間が満了することから、2019（令和元）年度末に新たな「第2次御前崎市環境基本計画」（以下、第2次計画、または本計画といいます。）を策定することとしました。

第2節 第1次計画（中間見直し）の評価

2-1 数値目標による評価

第1次計画（中間見直し）では、取り組みの方向ごとに複数の数値目標を設定し、目標の進捗管理を図ってきました。ここでは、6つの環境目標ごとに数値目標の現状（2014（平成26）年度～2018（平成30）年度の実績の平均値、もしくは2018（平成30）年度実績）についてまとめるとともに、2019（令和元）年度の目標値に対する達成状況を評価しました。なお、評価は目標達成率により4段階に区分し、「評価」欄に示しました。

| 【評価(4段階)】 | |
|-----------|-------------|
| ★ | :達成率 0～49% |
| ★★ | :達成率 50～79% |
| ★★★ | :達成率 80～99% |
| 目標達成 | :達成率 100%以上 |

●環境目標1：自然環境の保全と生物多様性の確保

【取り組みの方向 1-1】 ウミガメ指定地域・海岸清掃ボランティア数は参加学校数が増えたため、目標を達成しています。海岸清掃・緑の少年団参加者数及び海岸林整備・ボランティア参加者数は、参加学年数や参加者数減少のため、目標の達成は難しい状況です。海岸部への不法投棄箇所数は、パトロールの効果により件数は減少しましたが、目標の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 1-2】 雨水透水性舗装延長は、道路改良工事の減少により、目標値の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 1-3】 松くい虫被害海岸林・除伐面積は、薬剤の空中散布などの対策により、被害は減少していますが、目標値の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 1-4】 農地面積（土地利用）、エコファーマー認定者数は、農業の担い手不足や高齢化により減少しており、目標値の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 1-5】 アカウミガメの上陸頭数減少に伴い、保護卵数は減少し、天候不順によるアカウミガメ産卵観察会日数、参加者数も減少した結果、目標値の達成は難しい状況です。アカウミガメ放流観察会参加者数も、アカウミガメの保護卵数減少に伴い、目標値の達成は難しい状況です。

| 取り組みの方向 | 環境指標 | 単位 | 基準値 | 現状値 | 目標値 | 評価 |
|---------|------------------------|------|--------|----------|--------|------|
| | | | (H25) | (H26～30) | (R1) | |
| 1-1 | ◇ ウミガメ指定地域・海岸清掃ボランティア数 | 人/年 | 490 | 862 | 700 | 目標達成 |
| | ◇ 海岸清掃・緑の少年団参加者数 | 人/年 | 900 | 426 | 600 | ★★ |
| | ◇ 海岸林整備・ボランティア参加者数 | 人/年 | 200 | 196 | 300 | ★★ |
| | ◇ 海岸部への不法投棄箇所数 | 箇所/年 | 17 | 17 | 0 | ★ |
| 1-2 | ◇ 雨水透水性舗装延長(歩道部) | m | 1,406 | 2,211* | 2,452 | ★★★ |
| 1-3 | ◇ 松くい虫被害海岸林・除伐面積 | ha/年 | 3.45 | 1.28 | 0 | ★★ |
| | ◇ 海岸林整備・ボランティア参加者数 | 人/年 | 200 | 196 | 300 | ★★ |
| 1-4 | ◇ 農地面積(土地利用)* | ha/年 | 1,695 | 1,466* | 1,720 | ★★★ |
| | ◇ エコファーマー認定者数 | 人/年 | 41 | 37 | 43 | ★★★ |
| | ◇ 遊休農地面積 | ha/年 | 434 | 607* | 380 | ★★ |
| 1-5 | ◇ アカウミガメ保護卵数 | 個/年 | 24,335 | 9,376 | 25,000 | ★ |
| | ◇ アカウミガメ産卵観察会日数 | 日/年 | 9 | 6 | 14 | ★ |
| | ◇ アカウミガメ産卵観察会参加者数 | 人/年 | 1,078 | 734 | 900 | ★★★ |
| | ◇ アカウミガメ放流観察会日数 | 日/年 | 5 | 5 | 3 | 目標達成 |
| | ◇ アカウミガメ放流観察会参加者数 | 人/年 | 944 | 665 | 900 | ★★ |

*2018（平成30）年度実績を示す。

*農地面積（土地利用）とは、農地の耕作面積のことである。

●環境目標2：快適環境の保全と創造

【取り組みの方向 2-1】 観光客数は、市内の観光資源をより一層魅力的なものにしたり、新たな観光商品の開発を行っていますが、目標値の達成が難しい状況です。

【取り組みの方向 2-2】 1人当たりの都市公園等面積は、目標を達成しています。グリーンバンク申請団体数は、活動を続ける団体が減少し、目標値の達成が難しい状況です。

【取り組みの方向 2-3】 「景色が美しい」に対する満足度は、2008（平成20）年度に行ったアンケートより上がったものの、目標値の達成は出来ませんでした。

【取り組みの方向 2-4】 文化財案内板設置数は、大河ドラマ「おんな城主直虎」応援プロジェクトによる新野地区の城跡や左馬武神社への案内看板の設置が増加し、目標を達成しています。

| 取り組みの方向 | 環境指標 | 単位 | 基準値 | 現状値 | 目標値 | 評価 |
|---------|-------------------|-------------------|-----------|-----------|------|------|
| | | | (H25) | (H26~30) | (R1) | |
| 2-1 | ◇ 観光客数 | 人/年 | 220万 | 236万 | 260万 | ★★★ |
| 2-2 | ◇ 1人当たりの都市公園等面積 | m ² /人 | 5.39 | 5.66* | 5.50 | 目標達成 |
| | ◇ グリーンバンク申請団体数 | 団体/年 | 65 | 57 | 80 | ★★ |
| 2-3 | ◇ 「景色が美しい」に対する満足度 | — | 0.35(H20) | 0.46*(R1) | 1.00 | ★ |
| 2-4 | ◇ 指定文化財数 | 件/年 | 29 | 32* | 33 | ★★★ |
| | ◇ 文化財案内板設置数 | 基 | 70 | 89* | 75 | 目標達成 |

*2018（平成30）年度実績を示す。

●環境目標3：安全・安心な生活環境の保全

【取り組みの方向 3-1】 公害苦情件数（大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁）は、苦情0件という目標値の達成は難しい状況です。公害防止協定（環境保全協定）締結者数は、企業と調整を行っていますが、目標値の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 3-2】 取組の方向3-2の大気汚染、悪臭、騒音・振動の苦情件数については、取組の方向3-1と同様です。臭気指数による基準値超過地点数は、養豚及び堆肥化施設の臭気対策が改善されないため、目標値の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 3-3】 生活雑排水処理率は、合併浄化槽・公共下水・農業集落排水への転換が進んだため、目標値を達成しています。市内河川BODのB類型基準達成率は、市内河川は流域排水の滞留する影響を大きく受けやすいため、目標値の達成は難しい状況です。

| 取り組みの方向 | 環境指標 | 単位 | 基準値 | 現状値 | 目標値 | 評価 |
|---------|----------------------|------|-------|----------|------|------|
| | | | (H25) | (H26~30) | (R1) | |
| 3-1 | ◇ 公害苦情件数 | 件/年 | 15 | 11 | 0 | ★ |
| | ◇ 公害防止協定(環境保全協定)締結社数 | 件 | 40 | 40 | 50 | ★★★ |
| 3-2 | ◇ 大気汚染の公害苦情件数 | 件/年 | 4 | 1 | 0 | ★★★ |
| | ◇ 悪臭の公害苦情件数 | 件/年 | 7 | 4 | 0 | ★ |
| | ◇ 臭気指数による基準値超過地点数 | 地点/年 | 2 | 3 | 0 | ★ |
| | ◇ 騒音・振動の公害苦情件数 | 件/年 | 2 | 2 | 0 | ★ |
| 3-3 | ◇ 水質汚濁の公害苦情件数 | 件/年 | 2 | 4 | 0 | ★ |
| | ◇ 市内河川BODのB類型基準達成率 | %/年 | 72.4 | 74.5 | 80 | ★★★ |
| | ◇ 生活雑排水処理率 | %/年 | 75.9 | 83.2* | 78.3 | 目標達成 |

*2018（平成30）年度実績を示す。

●環境目標4：資源エネルギーの循環的利用

【取り組みの方向 4-1】 1人1日当たりごみ排出量は、市民意識の高まりにより、ごみの排出量は年々減少していますが、目標値の達成は難しい状況です。マイバック持参率、リサイクル率は、市民に分別やごみの減量の意識が根付いており、目標値の達成が見込まれます。最終処分率は

市民のリサイクルへの意識の高まりにより、目標値の達成が見込まれます。

【取り組みの方向 4-2】不法投棄監視パトロール実施回数は目標値を達成、環境美化活動への参加者数は目標値の達成が見込まれます。ごみゼロ運動の参加者数は、町内会の協力により、参加人数が増えたものの、目標値の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 4-3】新エネルギー・省エネ機器導入補助件数は、地球温暖化防止への関心の高まりや省エネ機器の普及により、目標を達成しています。廃食用油回収量もリサイクルの意識の高まりにより、目標を達成しています。

| 取り組みの方向 | 環境指標 | 単位 | 基準値 | 現状値 | 目標値 | 評価 |
|---------|-------------------|------|-------|----------|----------|------|
| | | | (H25) | (H26~30) | (R1) | |
| 4-1 | ◇ 1人1日当たりごみ排出量 | g/日人 | 961 | 957 | 863(H30) | ★★★ |
| | ◇ マイバッグ持参率 | % | 86.0 | 87.6 | 90 | ★★★ |
| | ◇ リサイクル率 | % | 31.3 | 31.8 | 34.0 | ★★★ |
| | ◇ 最終処分率 | % | 16.0 | 7.5 | 7.1 | ★★★ |
| | ◇ 生ごみ処理機器購入助成数 | 件/年 | 25 | 17 | 60 | ★ |
| 4-2 | ◇ 不法投棄箇所数 | 箇所/年 | 89 | 87 | 0 | ★ |
| | ◇ 不法投棄監視パトロール実施回数 | 回/年 | 75 | 87 | 80 | 目標達成 |
| | ◇ 環境美化活動への参加者数 | 人/年 | 121 | 157 | 180 | ★★★ |
| | ◇ ごみゼロ運動の参加者数 | 人/年 | 5,736 | 5,686 | 7,000 | ★★★ |
| 4-3 | ◇ 新エネ・省エネ機器導入補助件数 | 件/年 | 233 | 185 | 150 | 目標達成 |
| | ◇ 廃食用油回収量 | KI/年 | 378 | 438 | 400 | 目標達成 |

●環境目標5：地球環境の保全

【取り組みの方向 5-1】アースキッズ事業参加人数は、2014（平成26）年度より参加校数が増えており、目標値の達成が見込まれます。市有施設からの温室効果ガス排出量について、利用者の増加、施設の増加などで温室効果ガスは基準値よりも大幅に増加しており、目標値の達成は難しい状況です。

| 取り組みの方向 | 環境指標 | 単位 | 基準値 | 現状値 | 目標値 | 評価 |
|---------|--------------------|-------------------|-------|----------|----------------|-----|
| | | | (H25) | (H26~30) | (R1) | |
| 5-1 | ◇ 市有施設からの温室効果ガス排出量 | t-CO ₂ | 6,114 | 8,807* | 5,808 (H30) | ★★ |
| | ◇ アースキッズ事業参加人数 | 人/年 | 50 | 97 | 110 | ★★★ |

*2018（平成30）年度実績を示す。

●環境目標6：環境教育・環境保全活動の推進

【取り組みの方向 6-1】アカウミガメの指標の達成状況については、取り組みの方向1-1と同様です。磯の生物観察会・参加者数は、開催日の天候に左右されるため、目標値の達成は難しい状況です。出前講座回数は、各所と調整、目標値の達成は難しい状況です。

| 取り組みの方向 | 環境指標 | 単位 | 基準値 | 現状値 | 目標値 | 評価 |
|---------|-------------------|-----|--------|----------|--------|------|
| | | | (H25) | (H26~30) | (R1) | |
| 6-1 | ◇ アカウミガメ保護卵数 | 個/年 | 24,335 | 9,376 | 25,000 | ★ |
| | ◇ アカウミガメ産卵観察会日数 | 日/年 | 9 | 6 | 14 | ★ |
| | ◇ アカウミガメ産卵観察会参加者数 | 人/年 | 1,078 | 734 | 900 | ★★★ |
| | ◇ アカウミガメ放流観察会日数 | 日/年 | 5 | 5 | 3 | 目標達成 |
| | ◇ アカウミガメ放流観察会参加者数 | 人/年 | 944 | 665 | 900 | ★★ |
| | ◇ 磯の生物観察会・参加者数 | 人/年 | 28 | 32 | 50 | ★ |
| | ◇ 出前講座回数 | 回/年 | 0 | 0 | 3 | ★ |
| | ◇ CATVによる情報発信回数 | 件/年 | 5 | 0 | 20 | ★ |
| 6-2 | ◇ CATVによる情報発信回数 | 件/年 | 5 | 0 | 20 | ★ |

*2018（平成30）年度実績を示す。

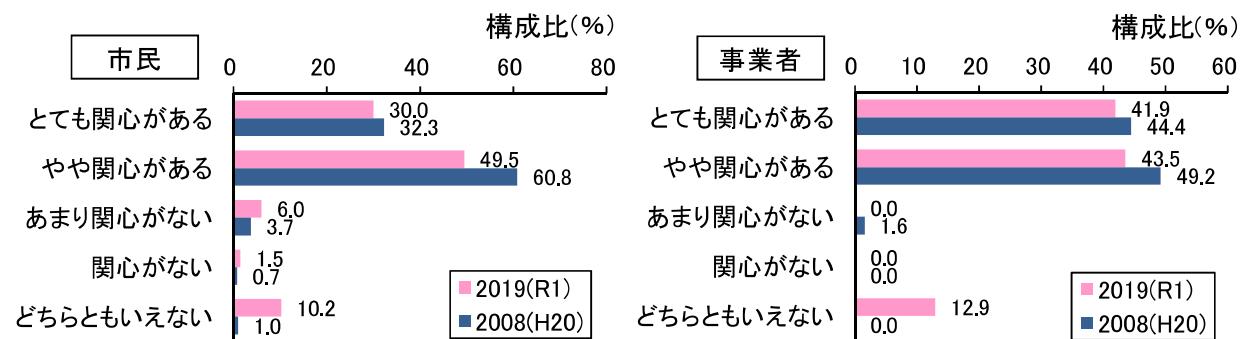
2-2 市民・事業者による評価

2019（令和元）年度及び2008（平成20）年度に実施した市民・事業者アンケート結果から、市民・事業者による評価を示します。

●環境に対する関心度の変化（市民・事業者）

環境に対する関心度について、2019（令和元）年度の結果は市民・事業者ともに「とても関心がある」及び「やや関心がある」という回答が多く、全体に占める割合は、市民が79.5%、事業者が85.4%となっており、環境への関心度の高さが伺えます。

しかし、2008（平成20）年度の結果と比較すると、「とても関心がある」及び「やや関心がある」という回答が減少し、「どちらともいえない」という回答が増加しています。本市が2012（平成24）年度及び2016（平成28）年度に実施した「市民満足度調査」によると、近年は環境だけではなく、生涯学習、図書館サービス、スポーツ活動、体育施設、国際交流、観光など環境以外のテーマを重要視する意見が増えていることから、相対的に環境への関心度の低下につながっている一つの要因と考えられます。



御前崎市マスコットキャラクター
なみまる・ふうちゅん

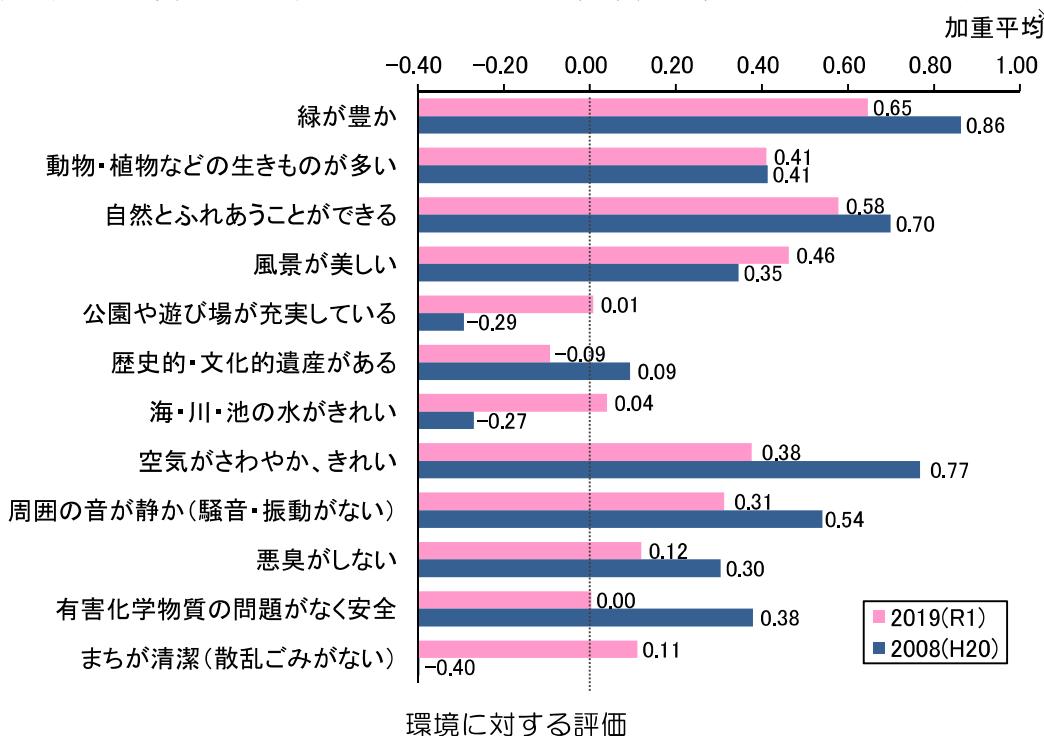
●環境に対する評価の変化（市民）

環境に対する評価について、2019（令和元）年度の結果は「緑が豊か」（0.65）、「自然とふれあうことができる」（0.58）、「風景が美しい」（0.46）など豊かな自然環境に対する評価が高くなっています。

2008（平成20）年度の結果と比較すると、「まちが清潔（散乱ごみがない）」（+0.51）、「海・川・池の水がきれい」（+0.31）、「公園や遊び場が充実している」（+0.30）などが向上しました。

「まちが清潔（散乱ごみがない）」の評価が高くなった要因としては、不法投棄防止ネットの設置、不法投棄監視パトロールの実施などを行うことにより不法投棄箇所数が、2008年と比べると近年、減少傾向にあるとともに、ごみゼロ運動参加者数の増加などによる効果が出てきています。一方、「海・川・池の水がきれい」の評価が高くなった要因については、生活雑排水処理率の増加、市内河川BODのB類型環境基準達成率が上昇していることによるものと考えられます。さらに「公園や遊び場が充実している」については、公園管理の徹底や指定管理者制度の導入などが、評価の上昇につながったと考えられます。

一方、「空気がさわやか、きれい」（-0.39）、「有害化学物質の問題がなく安全」（-0.38）などは評価が低下しましたが、その要因としては近年、全国的に問題となっている微小粒子状物質（PM2.5）や放射性物質に対する関心度の高まりのほか、悪臭や野焼きの問題の発生が考えられます。



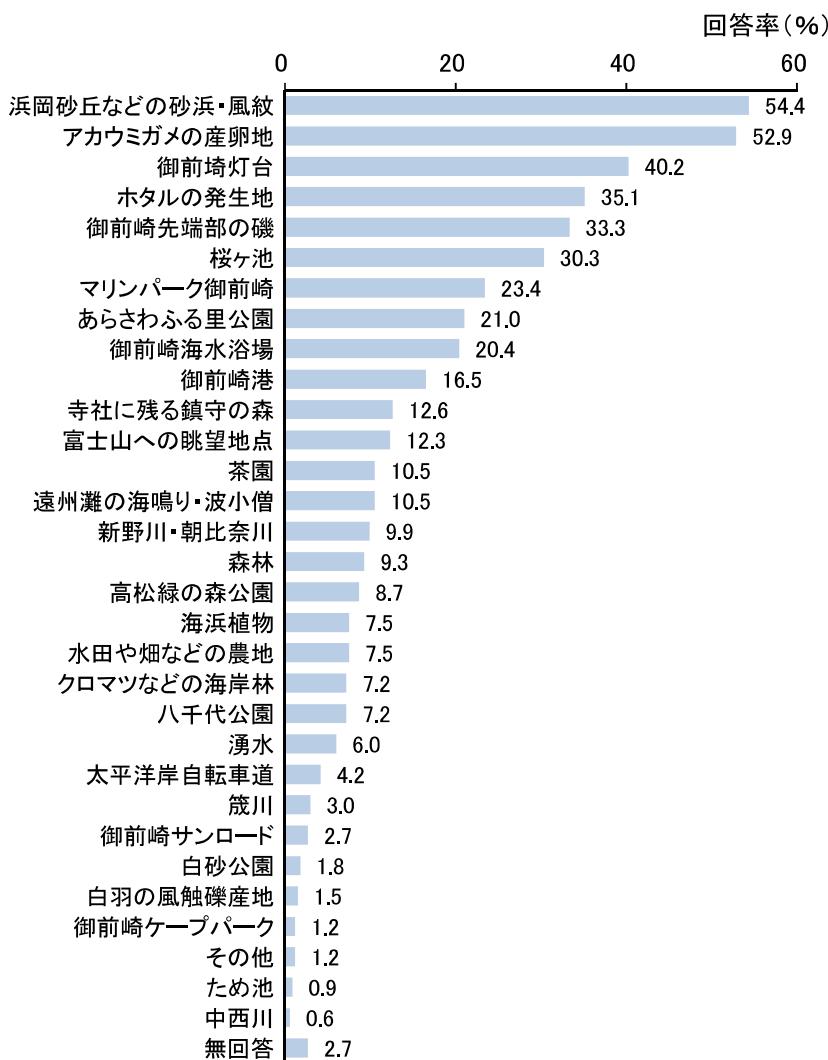
●行政に期待する環境施策（市民）

市民が行政に期待する環境施策について、2019（令和元）年度の結果は「海・海岸の保全・管理」「放射性物質・放射線対策」「悪臭対策」「バス等の公共交通機関や自転車利用の促進」などが多くなっており、これらの項目への対応が特に期待されています。

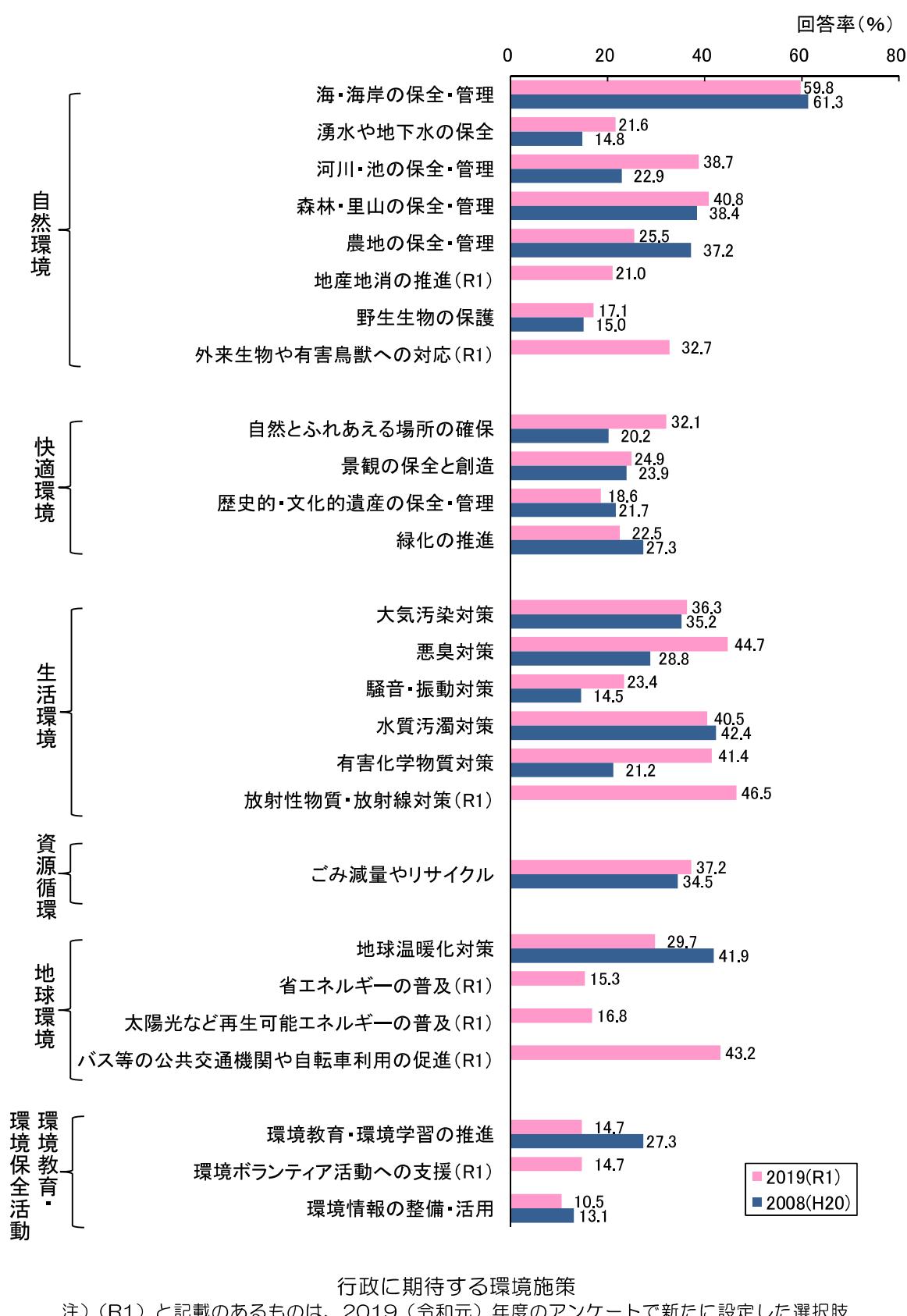
2008（平成20）年度の結果と比較すると、「有害化学物質対策」「悪臭対策」「河川・池の保全・管理」で回答率（回答数を回答者数で除した割合）が特に増加しています。その要因として、「有害化学物質対策」は放射性物質に対する関心度の高まりや廃棄物の処理に対する懸念、「悪臭対策」は悪臭苦情の発生、「河川・池の保全・管理」は河川水質の変動が大きい箇所が見られることに対する環境施策への期待などが考えられます。

大切にしたい環境・場所

2019（令和元）年度に実施した市民アンケート調査の結果によると、市民が大切にしたい環境・場所は「浜岡砂丘などの砂浜・風紋」（54.4%）が最も多く、次いで「アカウミガメの産卵地」（52.9%）、「御前崎灯台」（40.2%）、「ホタルの発生地」（35.1%）、「御前崎先端部の磯」（33.3%）など、自然環境や海に関する環境や場所が多くあげされました。これらの環境や場所を含めた本市の貴重な自然資源は、将来の世代へ継承していく必要があります。



大切な環境・場所



第3節 第2次計画の策定の背景

第2次計画の策定にあたっては、以下に示す社会情勢や環境行政の方向性に対応したものとする必要があります。

●東日本大震災以降の社会情勢の変化

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、再生可能エネルギーや地域分散型エネルギーの重要性とともに、ライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、省エネルギーを進めることの大切さを再認識させる教訓となりました。

その後、2012（平成24）年4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、「安全が確保される社会」を大前提とした上で、「自然共生社会」「循環型社会」「低炭素社会」の3つの社会を掲げ、持続可能な社会を目指すことが明記されました。

また、2018（平成30）年7月には、脱炭素化を目指し、再生可能エネルギーを2050（令和32）年に「日本の主力電源」とすることが明記された「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。

●持続可能な開発目標（SDGs）の世界的な広がり

人間が天然資源やエネルギー、水などを利用・廃棄したり、社会や経済に関わる活動を行うことによって引き起こされる様々な問題を認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015（平成27）年9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この2030アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17の目標と169のターゲットが設定されています。この17の目標には、水、エネルギー、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった環境と密接に関わる課題が数多く含まれています。

ここ数年、国や地方自治体、事業者、市民団体などの間でこのSDGsを目指した取り組みが広がりを見せています。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、すべての人々にとってより良い、より持続可能な未来を築くための青写真です。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指します。

SDGsの目標は相互に関連しています。誰一人置き去りにしないために、2030（令和12）年までに各目標・ターゲットを達成することが重要です。



持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール（目標）

【資料：国際連合広報センター】

●パリ協定の採択・発効

2015（平成27）年12月、地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本を含めて195か国が参加している歴史的な枠組みとなっています。

パリ協定を踏まえて政府は、「地球温暖化対策計画」を2016（平成28）年5月に閣議決定しました。この計画は、これまで気候変動枠組条約締約国会議（COP）などで公表してきた日本の削減目標である短期目標「2020（令和2）年までに2005（平成17）年度比3.8%以上削減」、中期目標「（2030（令和12）年までに2013（平成25）年度比26%削減）を盛り込んだものとなっています。

パリ協定の概要

パリ協定の目的は、世界共通の長期目標として産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持し、さらには1.5℃に抑える努力をすることです。また、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、温室効果ガスを急激に削減させる目標となっています。各国は削減目標を作成・提出・維持するとともに、削減目標を5年毎に提出・更新すること、長期の削減計画を策定・提出することとされています。【資料：環境省】

●第五次環境基本計画の閣議決定

SDGsやパリ協定を受けて、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。この計画では、SDGsの考え方も活用しながら、イノベーション※の創出や経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

●パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の閣議決定

国は温室効果ガス削減の長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を2019（令和元）年6月に閣議決定しました。同戦略では、最終到達点として「脱炭素社会※」を掲げ、それを今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050（令和32）年までに80%の削減に大胆に取り組むこと、イノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、取り組みを今から迅速に実施して世界へ貢献することなどを示しています。

●プラスチック資源循環戦略の策定

国は、近年のマイクロプラスチックをはじめとする海洋ごみの問題をはじめ、アジア各国による廃棄物の輸入規制などの幅広い課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」を2019（令和元）年5月に策定しました。同戦略では、2030（令和12）年までに、使い捨てのプラスチック（容器包装等）をこれまでの努力も含め累積で25%排出抑制するという目標を掲げています。

●食品ロスの削減の推進に関する法律の公布

まだ食べることができるように捨てられてしまう食品ロスを削減する「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年5月に公布されました。同法律には、政府が食品ロス削減の基本方針を策定するとともに、地方自治体は基本方針を踏まえて削減推進計画を策定し、実施することを責務としています。また、企業の責務のほか、消費者の役割を定め、国民運動として推進していくこととしています。

●用語解説●

※イノベーション：社会経済システムやライフスタイル、技術のすべてにわたる変革のこと。

※脱炭素社会：温室効果ガスの排出がゼロの社会

第4節 計画の基本的事項

4-1 計画の目的

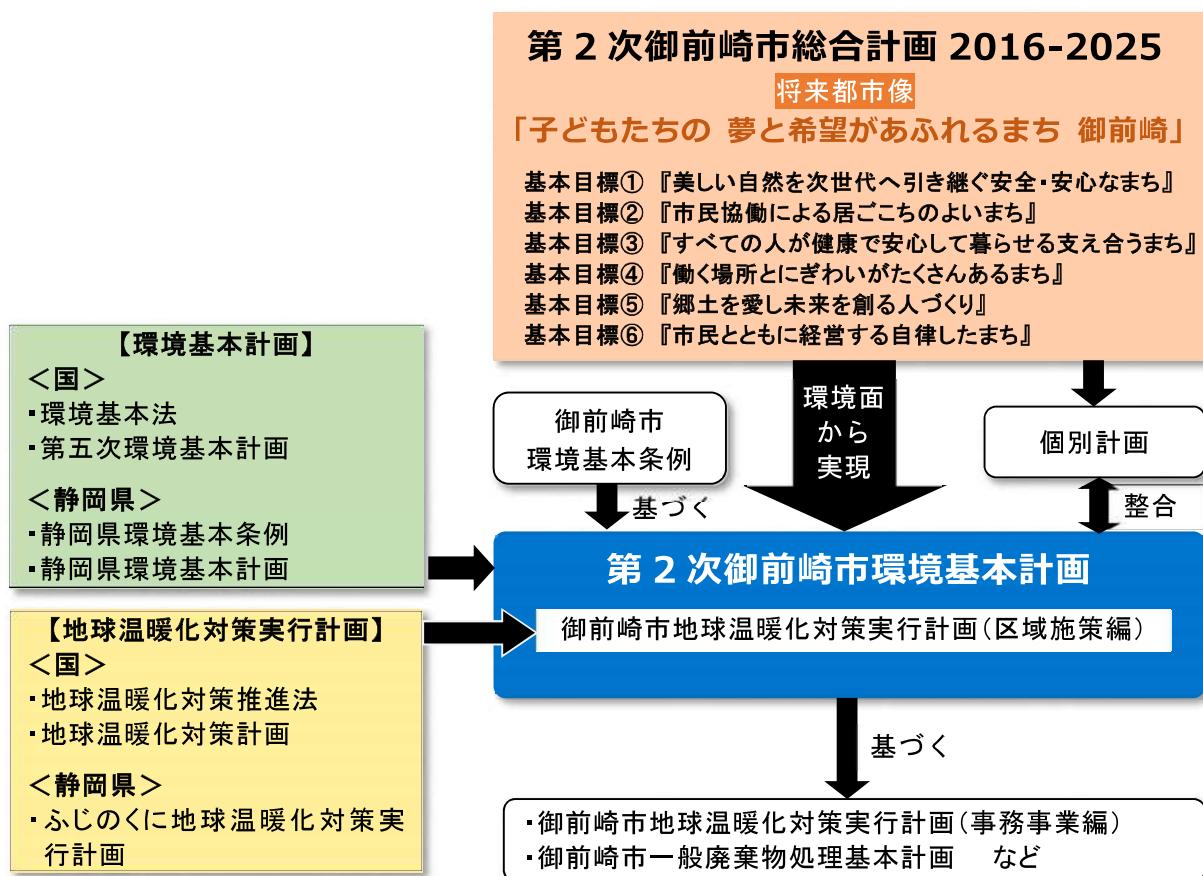
本計画は、2007（平成19）年4月1日に施行した「御前崎市環境基本条例」第9条に基づいて策定するものです。本計画の目的は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、市・市民・事業者・滞在者の取り組みを明らかにすることです。

4-2 計画の位置付け

本計画は上位計画である「第2次御前崎市総合計画」を環境面から推進するものとして位置付け、その他の個別計画とは内容の調整を図ります。

「御前崎市環境基本条例」の第9条に基づく計画とし、「御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」「御前崎市一般廃棄物処理基本計画」などの上位計画として位置づけます。

さらに、本計画の第5章を「地球温暖化対策推進法」の第19条第2項に基づく実行計画として位置づけます。



計画の位置付け

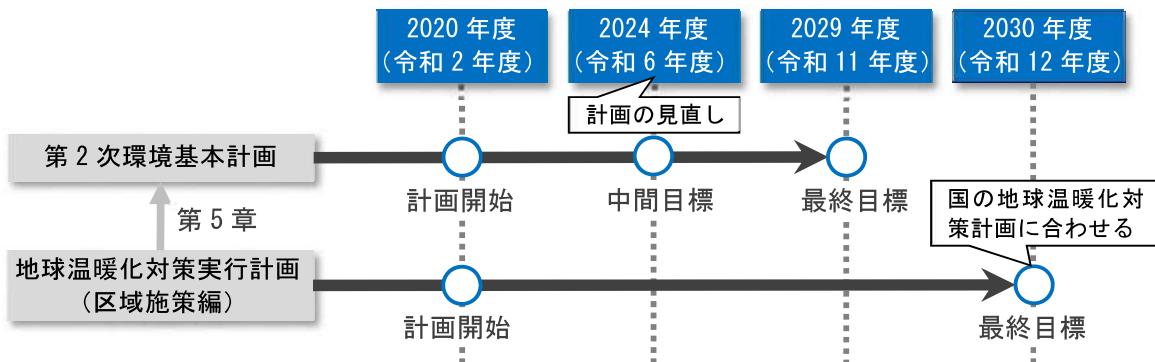
4-3 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、御前崎市全域とします。

4-4 計画の期間

計画の期間は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間とし、2024（令和6）年度に見直しを行います。

また、第5章の「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以後、実行計画と呼ぶ。）の目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」の目標年度と合わせて2030（令和12）年度とするため、実行計画の計画期間は2020（令和2）年度から2030（令和12）年度までの11年間としますが、計画の見直しなどは環境基本計画に合わせて行います。



4-5 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 自然環境 | 海岸、河川・池沼、水資源、森林、農地、生物 など |
| 快適環境 | 自然とのふれあい、景観、歴史・文化、公園・緑地 など |
| 生活環境 | 公害(有害化学物質、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁) など |
| 資源循環 | 廃棄物、不法投棄・ごみのポイ捨て など |
| 地球環境 | 地球温暖化、エネルギー など |
| 環境教育・環境保全活動 | 環境教育・環境学習、環境保全活動、環境情報 など |

4-6 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者・滞在者とします。各主体は、「御前崎市環境基本条例」第4条～第7条に規定されているそれぞれの責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

| 推進主体 | 責務の内容 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 環境の保全及び創造に関する基本的・総合的な施策を策定し、実施する ● 市民及び事業者の環境保全活動へ支援・協力する |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活上の環境負荷を低減する ● 環境保全及び創造に自ら努める ● 市が実施する環境に関する施策へ協力する |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動が与える環境への影響を認識する ● 公害を防止し、自然環境を保全する ● 廃棄物を適正処理する ● 環境負担の低減が可能な原材料、役務等を利用する ● 市が実施する環境に関する施策へ協力する ● 環境保全及び創造に自ら努める |
| 滞在者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市が実施する環境に関する施策へ協力する ● 滞在中の環境負荷の低減に努める |